



2023年11月1日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史  
(コード番号: 7518 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二  
(TEL. 03-6256-0615)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年11月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 11,880株
(3) 処分価額	1株につき2,296円
(4) 処分価額の総額	27,276,480円
(5) 処分予定先	当社及び当社子会社の従業員 66名 11,880株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年3月24日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上に向けた従業員の意欲を高めるためにインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員を対象とするインセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度において、対象となる当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）は、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために当社から支給された金銭報酬債権を現物出資の方法により払込み、当社が処分する普通株式を引き受けることとなります。

また、本制度により当社が対象従業員に対して、処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象従業員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処

分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

当社は、2022年8月19日開催の取締役会において、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として自己株式処分の実施を決議し、同年9月16日を処分期日として当社普通株式9,380株を当社及び当社子会社の従業員に対して交付しております。

この度、当社は、昨年の譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分の効果等を総合的に判断し、本年においても当社の企業価値の持続的な向上に向けた従業員の意欲を高めるためにインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度に基づいて、本自己株式処分の実施を決議いたしました。

今回は、本制度に基づき当社が対象従業員に対して支給する金銭報酬債権の合計を27,276,480円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）とし、また、自己株式の処分の方法により当社の普通株式を対象従業員に処分することとし、当社の処分する普通株式の数は11,880株とすることにいたしました。なお、処分する普通株式数は、社内表彰制度の最優秀賞と同程度の水準として取り決めております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象従業員66名を割当予定先として、対象従業員が当社に対して有する本金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資の方法により払込み、当社が処分する普通株式、すなわち本割当株式について引き受けることとなります。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象従業員との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2023年11月29日から2024年7月11日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（合同会社である子会社にあつては業務執行社員である職務執行者を含む。）、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあつたことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象従業員が保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間中に、対象従業員が死亡、定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおりとする。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が死亡、定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

退職直後の時点

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

対象従業員が退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当株式に係る払込期日を含む月から退職した日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4) 当社による本割当株式の無償取得

上記(2)及び(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式について、当社は、当該解除時点の直後の時点をもって、当然に当該株式を無償で取得する。

(5) 本割当株式管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するため、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。

(6) 組織再編等における取扱い

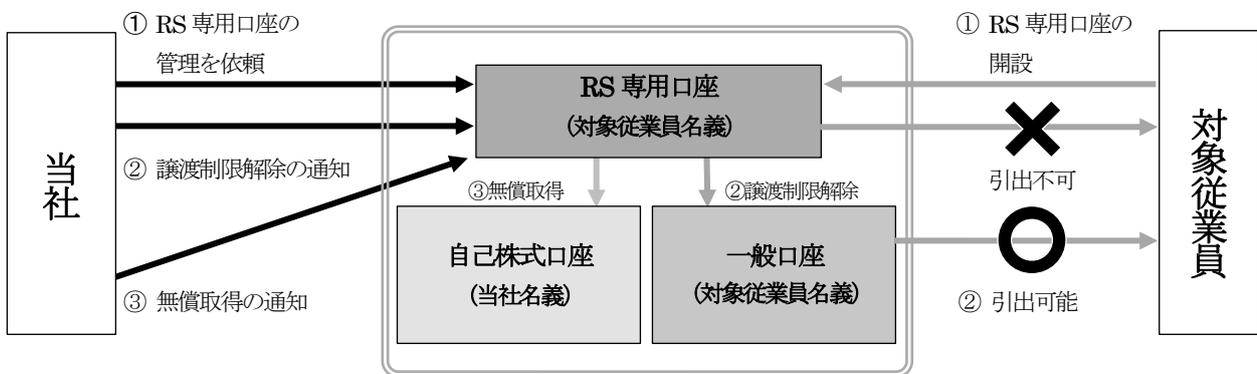
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、

当該時点において対象従業員が保有する本割当株式数に、本割当株式に係る払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合、これを切り捨てる。)の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年10月31日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,296円としております。これは、本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)【譲渡制限付株式(RS)制度におけるRSの管理フロー】



以上